

柏原市

介護予防・日常生活支援総合事業



平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」がはじまります。総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう支援する取り組みです。

介護保険事業者・民間企業・ボランティアなど多様な主体による、多様なサービスを提供し、地域全体で高齢者を支えます。（介護予防・生活支援サービス事業）

高齢者ご自身も、自分らしい生活を実現するため、要介護状態になることを予防することが大切で、それを支援します。（一般介護予防事業）

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

《対象》要支援1・2

総合事業対象者



一般介護予防事業

《対象》すべての高齢者

“いきいきとした、自分らしい生活を実現”

柏原市

介護予防・日常生活支援総合事業

I 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ① 旧介護予防訪問介護相当サービス（従来の介護予防訪問介護に相当するサービス）
訪問介護員が、入浴介助などの身体介護を中心とする専門的なサービスを提供します。
【1割負担の人の利用料の目安】週1回程度 月額1,217円※事業所により加算があります。
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
 - (1) 訪問型サービスA（Ⅰ）
訪問介護員が、利用者といっしょに掃除・買い物・調理などを行う、見守りの援助に相当するサービスを提供します。
【1割負担の人の利用料の目安】1回につき 235円※事業所により加算があります。
 - (2) 訪問型サービスA（Ⅱ）
訪問介護員・訪問型サービスA(Ⅱ)従事者が、掃除・買い物・調理・洗濯など生活援助に相当するサービスを提供します。
【1割負担の人の利用料の目安】1回につき 134円※事業所により加算があります。

通所型サービス

- ① 旧介護予防通所介護相当サービス（従来の介護予防通所介護に相当するサービス）
デイサービスセンターに通い、生活機能向上のための機能訓練などを行います。
【1割負担の人の利用料の目安】数回・継続 月額1,692円
要支援2 月額3,469円※事業所により加算があります。
- ② 通所型サービスA（緩和した基準による新しいサービス）
デイサービスセンターなどに通い、運動・レクリエーションなどを行うサービスです。
お体の状態に応じて入浴や送迎などの加算があります。※事業所によって異なります。
【1割負担の人の利用料の目安】全日利用1回273円※事業所により加算があります。
半日利用1回203円※事業所により加算があります。

第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）

柏原市高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）が、介護予防ケアプランを作成します。安心して介護予防・生活支援サービスを利用できるよう支援します。

II 一般介護予防事業 (無料)

いつまでも活動的な生活を送るため、健康づくり・介護予防に取り組みましょう。

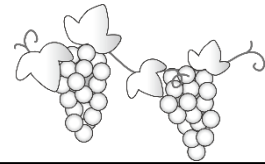
① 介護予防教室や健康講座など

運動機能を維持するためのストレッチ教室などを開催しています。

② 住民主体の通いの場 (地域介護予防サロン)

地域の会館などで仲間同士が集まり、いきいき百歳体操などに取り組まれています。

介護サービス利用までの流れ



市役所 (高齢) 窓口、高齢者いきいき元気センター、居宅介護支援事業所にご相談ください。
生活の様子やお困りごと、ご希望のサービスなどについてのご相談をうかがいます。

相談内容や心身の状態に応じてご案内します。

基本チェックリストを申し込む。
高齢者いきいき元気センターが
生活状況に関する 25 項目の聞き
取り調査を行います。

要介護認定を申請する。
認定調査・主治医の意見をもとに、
認定審査会が介護度を判定します。

非該当

事業対象者

非該当

要支援 1・2

要介護 1~5

自立した生活を送る方で
一般介護予防事業
をご希望の方

高齢者いきいき元気センターに
ケアプランの作成を依頼する。
希望するサービス利用を相談する。
ケアマネジャーが、
あなたに適したサービスを案内します。
※総合事業対象者は介護予防・生活支援サービスのみ利用可能

居宅介護支援
事業所に
ケアプラン
作成依頼

居宅
サービス
計画

介護予防ケアプラン

介護予防
サービス計画

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防
サービス

居宅
サービス

一般介護予防事業 (すべての65歳以上の方が利用できます。事業ごとに参加できる時期や手続きが異なります)

総合事業 Q&A

Q1：これまでの介護保険サービスと総合事業は何が違うの？

A1：これまで要支援認定を受けた方に対して全国一律の基準で実施していた介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、柏原市の実情に応じた事業として実施します。
要介護1～5の方に対するサービスに変更はありません。

Q2：総合事業にはどのようなサービスがあるの？

A2：介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、これまでと同じ基準のサービスがあります。
これらにくわえ、緩和した基準によるサービスがあります。

Q3：総合事業のサービスを利用するにはどうすればいいの？

A3：柏原市高齢者いきいき元気センターにご相談ください。
基本チェックリストによる聞き取り調査を行い、適切なサービスを一緒に考えていきます。
現在、介護予防サービスを利用している方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

Q4：住宅改修や福祉用具の貸与は利用できるの？

A4：住宅改修や福祉用具の貸与等を利用するには、要介護(要支援)認定を受けることが必要です。

＝介護予防・日常生活支援総合事業についてのご相談＝

柏原市高齢者いきいき元気センター

電話 072-970-3100

FAX 072-970-3200